

航空従事者年間飛行規則（昭和30年防衛庁訓令第41号）第9条の規定に基づき陸上自衛隊における航空従事者年間飛行に関する達を次のように定める。

昭和35年2月15日

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

航空従事者年間飛行に関する達

改正 昭和37年3月3日達第160-7-1号 昭和40年2月23日達第122-54号
昭和43年2月28日達第122-60号 昭和44年3月28日達第122-64号
昭和48年3月6日達第99-3-1号 昭和48年3月6日達第99-7-3号
昭和52年2月21日達第122-106号 昭和53年1月13日達第122-109号
昭和53年1月27日達第99-6-2号 昭和61年11月25日達第99-3-2号
平成元年2月10日達第122-127号 平成10年3月25日達第122-142号
平成13年3月23日達第99-3-3号 平成18年3月27日達第99-3-4号
平成19年3月23日達第99-3-5号 平成20年3月26日達第99-3-6号
平成21年2月3日達第122-230号 平成30年3月27日達第99-3-7号
平成31年3月20日達第122-298号 平成31年4月19日達第122-302号
令和元年6月27日達第122-303号 令和2年3月23日達第122-307号

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊において航空従事者年間飛行規則（昭和30年防衛庁訓令第41号。以下「年間飛行規則」という。）による年間飛行を実施するため、必要な細部の事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において使用する用語の定義を次の各号のとおり定める。

- (1) 「航空機を保有する部隊等の長」とは、飛行隊長（対戦車ヘリコプター隊、方面ヘリコプター隊及び旅団ヘリコプター隊の飛行隊長を除く。）、方面航空隊本部付隊長（東北、東部及び中部方面航空隊本部付隊長を除く。）、対戦車ヘリコプター隊長、方面ヘリコプター隊長、旅団ヘリコプター隊長、特別輸送ヘリコプター隊長、輸送航空隊本部中隊長、飛行教導隊長、飛行実験隊長、航空学校長、航空学校霞ヶ浦分校長及び航空学校宇都宮分校長をいう。
- (2) 「操縦士」とは、航空従事者技能証明及び計画飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明規則」という。）第3条第2項に定める上級L操縦士、上級H操縦士、L操縦士、H操縦士をいう。
- (3) 「航空士」とは、技能証明規則第3条第3項に定める高級航空士、上級航空士及び航空士をいう。
- (4) 「操縦士の技能」とは、操縦士の有する技能証明に関して技能証明規則第4条の規定により限定されている種類、等級及び型式の航空機に乗り組んで行う操縦に要する技量をいう。

(5) 「操縦学生」とは、操縦士となるための正規の教育課程又は防衛大臣の定める講習を受けている隊員をいう。

(6) 「連絡用航空機」とは、往復機関固定翼航空機であつて連絡用航空機として防衛大臣の指定するものをいう。

(部隊等の長の責任)

第3条 陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、第1ヘリコプター団長、方面航空隊長、第1輸送ヘリコプター群長、輸送航空隊長、航空機を保有する部隊等の長、関東補給処長及びその他の操縦士及び航空士が所属する部隊の長は、年間飛行規則、技能証明規則及びこの達の定めるところに従い、隷下部隊等の操縦士及び航空士の年間飛行の実施等に関し、監督指導するものとする。

2 操縦士及び航空士が所属し、航空機を保有しない部隊等の長は、当該操縦士及び航空士の年間飛行をこの達の第5条第2項に基づき実施させるものとする。

この場合、実施の時期・方法等について航空機を保有する部隊等の長と調整しなければならない。

3 航空機を保有する部隊等の長は、前項により航空機を保有しない部隊等の長から年間飛行の実施に関して依頼を受けた場合は、相互の調整の結果に基づきその実施を担当するものとする。

この場合、航空機を保有する部隊等の長の責任は次の各号のとおりとする。

(1) 航空機の準備

(2) 当該操縦士及び航空士の飛行の実施に関して必要な諸規定の履行の監督
(年間飛行基準)

第4条 年間飛行実施の基準は、年間飛行規則第5条により実施し、回転翼航空機の操縦士の基準もこれを準用するものとする。

2 一の年度、半年間又は四半期中途において操縦士及び航空士となった者については、年間飛行規則第5条の基準を月割りにより低減して算定する。この場合において、操縦士及び航空士となっている期間が15日に満たない月は飛行基準に算定しない。

3 当該操縦士の直属の部隊等の長は、年間飛行に関し一の技能を指定する。

(年間飛行を行う部隊等及び機種)

第5条 航空機を保有する部隊等に所属する操縦士は、それぞれの部隊等において主として乗り組むべき機種により年間飛行を行うものとする。

2 航空機を保有しない部隊等(関東補給処を除く。)に所属する操縦士及び航空士は、技能証明を受けている範囲内の航空機を保有する最寄りの部隊等において、当該操縦士及び航空士の直属の部隊等の長の定める機種により年間飛行を行うものとする。

3 関東補給処に所属する操縦士及び航空士は関東補給処において整備又は補給の目的で取り扱う航空機の試験飛行等により年間飛行を行うものとし、試験飛行のみでは年間飛行を充足できない場合は前項の規定を準用するものとする。

- 4 航空機を保有する部隊等に所属する操縦士が、その部隊等の保有する航空機に関する技能証明の限定を受けていない場合の年間飛行については第2項に準ずるものとする。

(飛行記録の検査)

第6条 航空機を保有する部隊等の長及び関東補給処長は毎年3月、6月、9月及び12月のそれぞれ末日を基準として30日以内に次の基準により所属の操縦士及び航空士並びに年間飛行の実施を依頼された操縦士及び航空士の飛行記録の検査を実施するものとする。

検査基準日	検査内容
3月31日	前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間の基準 前年の10月1日からその年の3月31日までの半年間の基準 1月1日から3月31日までの四半期の基準
6月30日	4月1日から6月30日までの四半期の基準
9月30日	4月1日から9月30日までの半年間の基準 7月1日から9月30日までの四半期の基準
12月31日	10月1日から12月31日までの四半期の基準

第7条 削除

(年間飛行基準に達しない場合の処置)

第8条 第3条に定める部隊等の長は、それぞれ所属の操縦士及び航空士が公務上の負傷又は疾病による療養、公務旅行その他やむを得ない理由で第4条の飛行基準に達しない場合は、その者の飛行経歴等をしんしゃくして、飛行基準を加重する等所要の処置を講じ、その者の技量の維持に努めなければならない。

- 2 前項による飛行時間は、次回検査日の飛行基準には算出しないものとする。
- 3 第3条に定める部隊等の長は、所属の操縦士又は航空士が故意によるか、又は正当な事由によらないで年間飛行基準に達しなかったと認めた場合は、その旨を陸上幕僚長に報告するとともに、陸上幕僚長が別に指示するまでその者が航空業務に従事することを停止するものとする。(航定第14号)

(報告)

第9条 航空機を保有する部隊等の長及び関東補給処長は、第6条による飛行記録の検査に関する飛行記録検査報告書(別紙)を順序を経て同条に定める検査基準日から45日以内に陸上幕僚長に1部提出するものとする。ただし、年間飛行の実施を依頼された操縦士及び航空士(陸上幕僚監部に補職されている者を除く。)については併せて当該操縦士及び航空士の直属の部隊等の長に通知するものとする。(航定第14号)

附 則

- 1 この達は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年3月3日陸上自衛隊達第160-7-1号)

- 1 この達は、昭和37年3月3日から施行し、昭和37年1月18日から適用する。

2 この達適用の日から昭和 37 年 8 月 14 日までの間は、第 2 条第 1 号中「飛行隊長」とあるのは、「第 7 航空隊長、飛行隊長」と、第 3 条第 1 項中「方面総監」とあるのは、「方面総監、第 7 混成団長」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 40 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122-54 号）

この達は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 2 月 28 日陸上自衛隊達第 122-60 号）

この達は、昭和 43 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 122-64 号）

この達は、昭和 44 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 6 日陸上自衛隊達第 99-3-1 号）

この達は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 6 日陸上自衛隊達第 99-7-3 号）（抄）

1 この達は、昭和 48 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 2 月 21 日陸上自衛隊達第 122-106 号）

この達は、昭和 52 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122-109 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 27 日陸上自衛隊達第 99-6-2 号）（抄）

1 この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和 61 年 11 月 25 日陸上自衛隊達第 99-3-2 号）

この達は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122-127 号）

1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-142 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 99-3-3 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99-3-4 号）

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 99-3-5 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 99-3-6 号）

この達は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99-3-7 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122-298 号）

この達は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年3月23日陸上自衛隊達第122-307号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

飛行記録検査報告

陸上幕僚長 殿 （令和 年度第 四半期分）
（航定第14号）

発簡番号
発簡年月日
発簡者名

指定区分	氏、階級	機種	飛行時間			年間飛行基準に到達しない者		補備の状況
			総時間	夜間	計器	理由	所見及び処置	
			:	:	:			

規格：日本産業規格A4（横使用）

記入要領

- 1 検査した全操縦士及び航空士について記入する。
- 2 年度、半年及び各四半期分について作成する。
- 3 指定区分は、乗員の指定区分を記入し、指定を受けていないものについては空欄とする。
- 4 機種は、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（陸上自衛隊達110-1号（40.3.18）別冊第5に規定する「各個訓練基準」による訓練対象機種を記入する。
- 5 飛行時間は、検査該当年度又は期における個人飛行時間を記入し、夜間及び計器は内数とする。
- 6 補備の状況は、前期までの未到達者について、当該年度又は期における基準時間に加重して実施した補備の飛行時間（総時間は○、夜間は◎、計器は⊙をそれぞれ前に付する。）及び完了又は未完等を記入する。
- 7 検査日において入校のための不在者については、入校間の飛行時間を次期報告時に併せて記入する。
- 8 末尾に飛行隊の飛行時間の合計を記入する。